

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、  
たると翌日は、そ)

平成十一年十一月十六日

鳥取県知事 片山善博

### 目次

- ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)  
保険医等の登録( )  
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)  
公有水面の埋立に関する工事のしゅん功の認可(漁港課)  
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇公 告 傍聴をすることができる指名競争入札の執行(管理課)
- ◇公 告 傍聴をすることができる指名競争入札の執行(管理課)
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施( )

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人田中整形外科医院	鳥取市行徳二丁目三三三二	平成十一年十一月一日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一一	〃
カスヤ歯科医院	鳥取市若桜町五一	〃
門下歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目六六二	〃
医療法人社団 新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	〃
くらさと歯科医院	米子市皆生新田二丁目一一一五	〃
桶口歯科医院	倉吉市明治町二丁目四三一一	〃
医療法人谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山九六一三七	〃
むかいね歯科医院	鳥取市湖山町北二丁目一〇七一二	〃
弓ヶ浜診療所	米子市富益町一一二八	平成十一年十一月四日
小林歯科医院	岩美郡岩美町大字大谷二四二四一一	〃
医療法人社団佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九七	平成十一年十一月六日
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇	〃
医療法人 岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山一三五	平成十一年十一月九日
医療法人社団福島歯科医院	倉吉市伊木二四一一一三	〃
医療法人 岡本歯科医院浦安診療所	東伯郡東伯町大字浦安二〇二一一二	〃
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	平成十一年十一月十日
たむら調剤薬局	鳥取市東町三丁目二六四	平成十一年十一月一日

鳥取県告示第七百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十一月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 本 嘉 博	鳥 菌 七 四 九	平成十一年十月二十六日
須 田 昭 彦	鳥 葉 一 一 六 二	平成十一年十月二十二日

鳥取県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十一月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
岸 本 町	土地改良総合整備事業（一般）貝田原地区区画整理	平成四年三月三十一日
若 桜 町	農村総合整備事業浅井地区区画整理	平成九年十月二十日

土地改良総合整備事業（一般）池田地区区画整理	平成十年一月三十一日
------------------------	------------

鳥取県告示第七百二十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十一月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立の免許の年月日及び番号

平成十年一月七日 鳥取県指令漁港第二百十七号

三 しゅん功認可の年月日

平成十一年十一月九日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一から一〇七二一三までの地先公有水面

面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒、東経一三三度五

八分二五秒) から一六七度三六分一二秒、一一六・一八メートルの地点

2の地点 1の地点から一五一度〇四分四七秒、六三・〇二メートルの地点

3の地点 2の地点から二四二度三二分五一秒、二五・八三メートルの地点

4の地点 3の地点から三三三一度四七分二六秒、六二・三八メートルの地点

(三) 面積

一、五八三・五六平方メートル

五 関係図書の見場所

青谷町役場

鳥取県告示第七百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年十一月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年五月二十日 鳥取県指令鳥土維第百二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町新町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字宮下二二四

山崎 圭典

鳥取県告示第七百三十号

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、

告示する。

平成十一年十一月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社山陰合同銀行 鳥取営業部	売りさばき 場所	鳥取市栄町五〇二	鳥取市栄町四〇二	平成十一年十一月 十五日
株式会社山陰合同銀行 福原出張所	名称	株式会社山陰合同 銀行福原支店	株式会社山陰合同 銀行福原出張所	

公 告

建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)附則第3項の規定により、傍聴することができる。

平成11年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工 事 名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事(千代橋上部工2工区)
- 2 日 時 平成11年11月24日 午後2時から
- 3 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館 音楽室
- 4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。
- 5 問合せ先 鳥取県土木部管理課建設係(電話番号 0857-26-7347)

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年11月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 東郷ダム取水放流設備工事
- (2) 工 事 場 所 東伯郡東郷町大字別所地内
- (3) 工 事 内 容

本件工事は、東郷ダムの取水放流設備を設計し、製作し、及び据付けする工事である。

(4) 工事の詳細

取水放流設備の設計、製作及び据付け

ア 取水設備 (連結多孔式ゲート)

- 取水スクリーン 一式
- 水位低下用スクリーン 一式
- 取水塔連絡スクリーン 一式
- 取水ゲート 一式
- 水位低下用ゲート 一式
- 制水ゲート 一式
- 導水管 一式
- 放流設備 (ジェットフロウゲート) 一式
- 送水バルブ 一式
- 利水放流バルブ 一式

水位低下用バルブ

一式

ウ 常用洪水吐設備

試験たん水用ゲート

一式

常用洪水吐スクリーン

一式

エ 堤内仮排水路閉そく設備

閉そくゲート

一式

(5) 工 期 平成12年1月から平成15年3月20日まで

(6) 予 定 価 格 422,016,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (鋼構造物工事) の許可を受けていること。

(3) 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,000点以上であること。

(5) 平成11年11月16日 (火) から同月29日 (月) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成11年4月1日 (木) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更正手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

<p>(7) 平成2年度以降に、ダムの取水設備及び小容量放流の利水放流設備の設計、製作及び据付けの工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。</p> <p>(8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ア 平成2年度以降に、ダムの取水設備及び小容量放流の利水放流設備の製作及び据付けの工事に従事した経験を有すること。</p> <p>イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（1級）の検定の合格証明書の交付又は技術士法（昭和58年法律第25号）第32条の規定による技術士の登録（技術部門が建設部門で選択科目が鋼構造及びコンクリートであるものに限る。）を受けている者であること。</p> <p>ウ 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>イ 交付期間及び時間 平成11年11月16日（火）から同月29日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p>	<p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。</p>
---	--